

(2) 親族後見人等への支援を充実させます。共通計画 P57**現状**

○平成31（2019）年の成年後見人等と本人との関係別割合については、親族の割合が16.7%となっており、東京都全体の23.8%と比べ約7ポイント低くなっています。

【親族後見人等の支援ニーズの把握】

○市：市で相談を受けた場合、市社会福祉協議会の法律相談やあんしん泊江を紹介しています。

○あんしん泊江：親族後見人懇談会等は開催していません。

【親族後見人等に対するモニタリング・バックアップ体制の整備】

○市：障がい福祉サービスの支給決定等で親族後見人等に関わることはありますが、親族後見人に対するモニタリング・バックアップは行っていません。

○あんしん泊江：

・申立て時に相談を受けた全てのケースについて、審判確定の確認を行っています。

・審判確定後のフォローアップについては求めに応じて行っています。

【親族後見人等の活動支援】

○あんしん泊江：申立て時に関わったケースは継続相談を受けています。

【親族後見人等の活動支援の在り方についての協議】

○市：親族後見人等の活動支援の在り方について専門職団体や家庭裁判所と協議を行ったことはありません。

課題**【親族後見人等の支援ニーズの把握】**

○市：親族後見人の場合には、関係機関との直接のやりとりとなるため、市が直接関わらないケースも多いです。

【親族後見人等に対するモニタリング・バックアップ体制の整備】

○市：

・親族後見人の場合には、関係機関との直接のやりとりとなるため、市が直接関わらないケースも多いです。

・申立て時に支援につながらなかった親族後見人に対するモニタリング・バックアップを検討する必要があります。

【親族後見人等の活動支援】

○あんしん泊江：審判が下りた件数の全数を把握していないため、支援が必要な親族後見人がフォローアップされずにいるものと想定されます。

【親族後見人等の活動支援の在り方についての協議】

○市：親族後見人の支援の在り方について専門職団体や家庭裁判所との連携体制の整備を図る必要があります。

①【新規】相談対応の中で親族後見人等の支援ニーズを把握します。

| | | | |
|-----|---|-------------|-------------|
| 事業 | a 市内相談窓口で親族（後見人）等が相談等で来所された際、アンケートを実施するとともに、その後も定期的にアンケートを実施することにより、親族（後見人）等の支援のニーズを把握し、効果的な支援につなげます。 | | |
| 将来像 | 親族（後見人）等への支援が効果的に行われることにより、本人及びその親族が成年後見制度を利用することによるメリットを実感できています。 | | |
| | 令和3（2021）年度 | 令和4（2022）年度 | 令和5（2023）年度 |
| | 協議会でアンケートの実施方法、アンケート内容を検討 | アンケートの試行実施 | アンケートの実施 |

②【拡充】親族後見人等に対し、モニタリング・バックアップできる体制を整備します。

| | | | |
|-----|--|------------------------|----------------------|
| 事業 | a 【再掲】成年後見人等又は任意後見監督人選任後、支援・検討会議においてモニタリングを行うとともに、本人や支援者、成年後見人等又は任意後見人から相談があった際に支援（バックアップ）を行います。 | | |
| 将来像 | 成年後見人等又は任意後見監督人選任後、本人及び成年後見人等又は任意後見人へのモニタリング・バックアップが行われることにより、本人が成年後見制度を利用することによるメリットを実感できています。 | | |
| | 令和3（2021）年度 | 令和4（2022）年度 | 令和5（2023）年度 |
| | 支援・検討会議におけるモニタリングの在り方検討 | 支援・検討会議におけるモニタリングの試行実施 | 支援・検討会議におけるモニタリングの実施 |
| | 中核機関におけるバックアップの在り方検討 | 中核機関におけるバックアップの実施 | 継続 |

③【新規】親族後見人等の活動への支援の在り方について検討します。

| | | | |
|-----|--|---------------------|-------------|
| 事業 | a 親族後見人等への支援の在り方について検討します。 | | |
| 将来像 | 親族（後見人）等への支援が効果的に行われることにより、本人及びその親族が成年後見制度を利用することによるメリットを実感できています。 | | |
| | 令和3（2021）年度 | 令和4（2022）年度 | 令和5（2023）年度 |
| | 協議会で親族後見人等への支援の在り方について検討 | 検討結果を踏まえた親族後見人等への支援 | 継続 |

○検討に当たっては「監督と支援」の考え方を整理する必要があります。

親族後見人等が本人の信頼できる人であればあるほど、そこに監督人が付され、報酬の負担が生じることは、本人と本人を慮る親族後見人にとっても、「どうして自らを監督してもらうために大切なお金を使わなければならないのか」「そんなお金を払うくらいなら本人にとってもっと有効に使いたい」と思うことは市民感覚として当然といえます。なお、東京地方裁判所は市民後見人に対して監督人の選任を必須とする運用は既に中止しております。